



神奈川県

たばこ対策協力企業 認定制度

STOP!
受動喫煙



わが社もぜひ
応募しよう!

社内の空気も
さわやか~♪

たばこ対策に積極的に取り組む企業・団体を募集しています

“こんな取組をしている”
“これからしてみよう”

たとえば…

社内禁煙率の目標を設定し
禁煙成功者への奨励制度を
実施中です

受動喫煙防止を呼び掛けるポスター
を掲示して子どもや妊婦さんにも
やさしい店舗を目指しています

という場合には
ぜひご応募ください!

社内報を通じて卒煙を
呼び掛けています

社内に喫煙所を設け
受動喫煙防止対策を
しています!

社員の路上喫煙を
禁止しています!

etc...

これでも大丈夫? とお考えの方も、ぜひお気軽にお問い合わせください。

神奈川県がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ TEL **045-210-5025**

認定を受けると
こんなメリットが

県ホームページ上で紹介を行うので、
県民や就職を考えている方々に次のようなアピールをすることができます。

従業員の健康を大切に

地域に配慮している

社会に貢献している

健康増進に積極的で働きやすい環境

配慮やマナーがしっかりした企業

また、たばこ対策に関するセミナーの開催情報、ポスター、チラシ等をいち早く入手することができます。

対象

県内に本社・本店または、事業の拠点があり、県内で事業活動を行う企業や団体等

応募方法

申請書とたばこ対策の取組がわかる参考資料を用意し、県がん・疾病対策課へお送りください。

たばこ対策って具体的に何のこと？

「卒煙(禁煙)サポート」「若年層・妊産婦の喫煙防止」「受動喫煙防止」の3つの対策を指します。

必要書類のうち、参考資料はどんなものを用意すればいいの？

たばこ対策に関するポスターを掲示している様子の写真や、社内報の写し、取組概要を記載した1枚の紙などでOK！
写真などの場合、時期や場所の説明があるとよいですが、数ページに及ぶ資料の作成は不要です。

認定を受けられる業種に制限はあるの？

県内に本社・本店または事業の拠点があり、
県内で事業活動を行う企業や団体であれば業種に制限はありません。
飲食店も小売店もOK！

認定基準を満たしているか不安です…。

認定基準や制度についてのご質問は、
お電話(045-210-5025)にてお問合せ下さい。



認定基準

- たばこ対策に係る取組の責任者又は担当者を定めていること。
- たばこ対策に係る具体的な取組又はその計画があること。
- 県民又は県内事業者に向けたたばこ対策に係る周知啓発・情報発信を定期的に行うこと。

応募から認定までの流れ

①申請書送付

県ホームページはこちら▶



県ホームページからダウンロードした申請書に記入の上、たばこ対策の取組内容がわかる参考資料とあわせて県がん・疾病対策課までお送りください。

②審査・確認

内容の審査を行います。必要に応じて県担当より内容確認のお電話をすることがあります。

③認定証の発行

審査の後、認定基準に適合する場合には認定証をお送りします。
認定後、ご希望に応じて県ホームページ上で紹介します。

■問合せ・申請書等送付先

神奈川県がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-5025 FAX 045-210-8860

※電子メールで送付を希望される場合は、電話にてお問合せください。